

魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画
中間評価報告書



令和3年8月
魚 沼 市

目 次

1. 魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画について	1
2. 中間評価の方法	3
3. 各施策・取組にかかる中間評価	4
1) 健康の保持・増進	4
2) 食の教育と食文化の継承	9
3) 産業の振興	13
4) 観光の振興と交流の促進	18
5) 環境の保全	22
4. 評価指標	28
5. まとめ	30
6. 資料編	31

1. 魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画について

魚沼市では、「つなぐ」をキーワードにして、「食」の課題に連携して取り組み、豊かな地域資源や本市の特性を活かした施策の展開によって、市民が健康で心豊かな食生活の実現と産業の活力を向上させ、地域の魅力を高めるため、平成28年2月に「魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画」を策定しました。

令和2年度は「魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）の中間年にあたることから、数値目標の達成状況を確認しました。

この達成状況を踏まえて成果や課題を整理し、今後の目指す姿や取組の方向性などを再確認し、最終年度に向け関係者がさらに連携、協力を密にして取り組んでいきます。

【計画の概要】

基本理念

健康づくりや食育だけでなく、地域活性化や産業振興についても、「食」をテーマとしてお互いを結びつけ、「市民が元気」、「農家が元気」、「企業が元気」、そして「市が元気」になることを目標に資源の循環と生産者と消費者、事業者をつなぐ取組「食でつながる元気なまちづくり（通称：食まち うおぬま）」を基本理念とします。

目標

- ① 健全な食生活により、心身の健康の増進と豊かな人間性形成を目指します。
- ② 食育には、家庭が重要な役割を持っていることを認識し、保育や教育、生涯学習等においても、地域みんなで積極的な普及活動を推進します。
- ③ 伝統的な食文化や豊富な食資源を活用し、農業、観光、商工業と産業全体の発展を目指します。
- ④ 市民、生産者、事業者、学校等の食に関するニーズの把握、情報の提供と共有に努め、地産地消・地消地産※を推進します。
- ⑤ 食の安全・安心を確保するために、食品の安全性及び品質を向上させる取組を推進します。
- ⑥ 食は、食を育む山、川などの自然環境と一体となって成り立っていることを認識し、環境負荷を低減させ、大切に守り育てるよう環境の保全を推進します。

※地消地産とは「地域で生産されたものを地域で消費しよう」という地産地消の考え方を一歩進めて、「地域の消費者が求めるものを、地域の中で生産しよう」という、生産者と消費者（使う側）が、一緒になって活動しようという考え方。

施 策

1) 健康の保持・増進（目標①、②）

市民が健康で日常生活を制限されることなく自身で生活できる期間（健康寿命）が延伸できるよう、健康づくりの推進に取り組みます。

2) 食の教育と食文化の継承（目標①、②、③、⑥）

食への感謝や正しい食習慣の習得・実践へ取り組みます。また、家庭における食育の意識向上を図ります。

3) 産業の振興（目標③、④、⑤）

地場農産物の利用拡大や生産拡大、関連した商工業の振興に取り組みます。また、安全・安心な食を提供するよう推進に取り組みます。

4) 観光の振興と交流の促進（目標③、④）

魚沼の食の魅力を向上・発信することで魚沼がにぎわい、交流の拡大へつながるよう取り組みます。

5) 環境の保全（目標⑤、⑥）

食は豊かな自然が育てていることを認識し、食の循環の意識醸成を図ります。

2. 中間評価の方法

中間評価では、各施策における取組項目及び評価指標により評価することとし、計画策定時の値と中間評価年度の値を比較し、目標値の達成状況について評価しました。

目標値の評価については、計画策定時に実施したアンケートと同じ設問（目標値に関する設問以外は一部変更あり）の調査を実施するとともに関係課・関係機関が取り組んだ実績等を整理し、現状を把握しました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の影響で様々な活動を自粛したことにより、数値が著しく減少しているものがあるため、それらについては令和元年度の数値も記載することとします。

【アンケートの概要】

アンケート名：「魚沼市民の健康と食に関するアンケート調査」

「農林水産物の消費動向に関する市民アンケート調査」

調査期間：令和2年8月7日～8月25日（調査票上の締切日）

調査対象	調査方法	抽出方法	配布数	有効回収数	有効回収率
20歳以上	郵送配布 郵送回収	無作為抽出	1,000	502	50.2%

3. 各施策・取組にかかる中間評価

1) 健康の保持・増進

1) - 1 計画期間中の取組項目

(1) 食からの健康

①生活習慣病の予防

食は、健康な生活を送る上で必要なことと理解し、正しい食生活から生活習慣病予防に取り組めます。野菜を取り入れた望ましい食生活の定着や適正体重の維持など、市民の継続した健康づくりの取組を支援します。特に、減塩には重点的に取り組めます。

また、栄養情報や健康に配慮したメニュー等を提供しているにいがた健康づくり支援店*の情報発信に努めます。

*にいがた健康づくり支援店とは、健康に配慮した「情報」・「メニュー」・「サービス」などの提供ができるお店として、新潟県又は新潟市が指定したお店のことをいう（健康にいがた21より）

②食生活改善運動の推進

食生活改善推進員の育成を行うとともに、食育活動に取り組むボランティア団体等への支援を行います。

また、食事の塩分量を知り、適塩の食事ができるよう情報発信していきます。

(2) 望ましい食習慣の習得

①世代・年齢に応じた食生活支援

乳幼児、児童・生徒、成人、妊婦、高齢者など各世代・年齢に応じた食生活支援を関係機関と連携し実施していきます。

②食習慣を身につけるための情報提供

主食・主菜・副菜が揃ったバランスの良い食生活と規則正しい生活のリズムを身につけるため、国の食生活指針・食事バランスガイド、うおぬま家族の元気ごはんなどの情報を出前講座等のあらゆる機会を活用して周知し、普及啓発に努めます。

【評価指標】

健康の保持・増進 評価指標	単位	現状値 (H26)	目標値 (R2)	実績 (R2)	長期目標値 (R7)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上取る人の割合	%	80.7 (H27調査)	83	73.9	85以上
適正体重(BMI値18.5以上25未満)の人の割合 ※40~64歳特定健診受診	%	71.4	73	64.4	75以上
適塩を意識している人の割合	%	53.5 (H27調査)	62	53	70以上

1) - 2 前期5か年の重点的な取組項目

【食からの健康】

生活習慣病を予防し、健康寿命を伸ばすには、栄養・食生活の改善が大切です。

野菜を積極的に取り入れた正しい食生活の定着や減塩、適正体重の維持など、食からの健康づくりの取組を支援します。

1) - 3 前期5か年の主な取組、課題と今後の方針

○これまでの主な取組

事業・取組	内容	担当課
生活習慣病予防各種講習会	市民に対しての減塩やフレイル予防など生活習慣病予防につながる食に関する知識の普及及び健康食の調理実習を行いました。 【出前健康料理教室】 H29 4回 51人、H30 4回 43人、R1 3回 59人	健康増進課
栄養食生活講座	食生活改善推進員の養成を兼ねた栄養や食生活の知識を普及し、健康づくりの意識を高め、実践につなげるための講座です。 H28 1コース5回 27人、H29 1コース6回 24人 H30 1回 16人(食生活改善推進員の養成無し)、 R1 1コース5回 8人	健康増進課
にいがた減塩ルネサンス運動支援	H21年からH30年まで新潟県の減塩対策として実施され、市もこの運動を支援するとともに、減塩対策に取り組みました。	健康増進課
生活習慣病予防啓発事業	生活習慣病予防全般の食に関する知識普及を行う啓発事業です。主に、里山まつりでレシピ紹介や生活習慣病予防食のレシピを市報に掲載しました。 【里山まつり試食及びレシピ配布】 H29 530人、H30 550人、R1 570人	健康増進課
食育推進事業	食育に関する情報発信、食育推進リーダーの育成、食文化継承の活動支援を行う事業です。 【食育の日PR 試食及びレシピ配布】 H28 201人、H29 163人、H30 189人、R1 180人	健康増進課
特定保健指導事業	特定健診受診者のメタボ予防の個別保健指導を行いました。 【特定保健指導修了者】 H28 176人、H29 165人、H30 171人、R1 150人	健康増進課
健康ポイント制度「うおぬま	健康寿命延伸のための健康づくりに取り組む市民の拡大を図ることを目的とした事業です。	健康増進課

元気ポイント」	事業への参加呼びかけのチラシを全戸配布し、ポイント達成者には抽選で景品の贈呈を行いました。	
パパママ準備教室	食事バランスガイドを用いて母子の健康確保のために適切な食習慣の確立を図り、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向けての知識の普及を行いました。妊婦個々の体格に応じて適切な体重増加がされるようその目安を伝えました。	健康増進室 (～H30) 子ども課 (R1～)
離乳食講習会	生まれたときからの生活習慣病予防。離乳食を適正な時期に正しく進めることにより、基本的な食習慣が身につけられるよう促しました。食育には家庭が重要な役割を持っているため、養育者が離乳食期の不安を軽減し、離乳食を作る意欲につなげました。	健康増進室 (～H30) 子ども課 (R1～)
乳幼児健診	生活リズムの確認、家族と楽しく食べる食習慣を身に着けるよう促し、月齢に合わせた食事の工夫の必要性の理解の促進に努めました。養育者と栄養相談の際、食まちのレシピ紹介を行いました。	健康増進室 (～H30) 子ども課 (R1～)
学校教育計画に基づく食育指導・調理実習	減塩や栄養バランスに関する食育指導等を行いました。	学校教育課
保育園給食指導	食への関心を高め、食事のマナーの習得の促進するため、給食だよりや紙芝居等を用いて食育を行いました。	子ども課
保育園野菜栽培・調理	野菜を栽培、野菜の成長を記録、収穫した野菜を給食に取り入れました。	子ども課
学校給食	学校給食週間の取組、減塩給食の実施、郷土料理（のっぺ汁等）や地場産食材（マコモダケ、山菜等）を使用した学校給食の提供等を行いました。	学校教育課
食の防災教育	防災給食を実施しました（中学生に向けては H29 年度から 3 年に 1 度、レスキューフーズを活用した防災給食の実施）。	学校教育課
食まちうおぬま普及啓発	食の関心を高めるため、市報うおぬまや食まち HP での情報発信を実施した。また、魚沼の食の魅力の向上を図るため、地場産食材を使ったメニュー開発を行い、PR を行いました。	健康増進室 (～H30) 企画政策課 (R1～)
食育体験活動支援事業	市内小学生を対象として農業体験や調理体験を行う「食まちうおぬまめぐり～んキッズくらぶ」を開催しました。また、小中学校における食育講演会を実施しました。	健康増進室 (～H30) 企画政策課 (R1～)



パパママ準備教室



里山まつり 減塩の普及



防災給食



離乳食講習会



あぐり〜んキッズくらぶ
アスパラガス収穫体験



食育講演会

○課題と今後の方針

課題	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> 評価指標の適正体重は目標を下回る状況でした。各種教室の参加者も伸び悩んでいます。健康寿命の延伸には生活習慣病予防だけでなく、近年フレイル予防も注目されてきました。国の情報も注視しつつ、今後も健康課題の改善に取り組まなければなりません。 健康づくりの担い手である食生活改善推進員の高齢化及び新規入会者の確保が難しい状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防に終わりはなく、健康寿命の延伸には今後も欠かせない取り組みです。減塩に向けた取組だけでなく、住民の状況に合わせ、継続的な健康づくり支援を今後も続けます。 食生活改善推進員の育成及び活動支援は今後も継続的に行う必要があります。ボランティア団体の協力を得ながら、市民自らが健康づくりを意識し、行動できるような情報発信や講座等を開催していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 生徒児童に対しては、自分の食生活や健康状態を見直す機会が少ないため、自分を客観的にみることができるよう取組を進めていく必要があります。 また、夏季休業等の長期休業明けに食習慣の乱れや、給食の食べ残しの増加等が見られることもあり、普段から食への関心を高める取組・指導を継続的に行っていく必要があります。 円滑な防災給食実施のため、各関係者との連携を図っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 減塩給食や食育指導を通し、食生活や生活習慣を見直すきっかけを作っていきます。 調理実習等を通じて、調理の仕方やバランスのとれた食事について学べる機会を作ります。また、親子一緒に家庭の味等に触れる機会を作り、食への関心を促します。 今後も防災給食の実施を各校に依頼し、非常時の食について学ぶ機会を設けます。各関係事業者との連携に努め、円滑に実施できるよう取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> 家族の食習慣は子どもの食習慣に直接影響を与えるため、若い世代からの取組が重要です。特に女性は妊娠前からの健康的な身体づくりが必要であることから、継続して食生活支援を行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚や子どもが生まれた時を食生活を見直す良い機会となるため、引き続きパパママ準備教室、離乳食講習会、乳幼児健診、保育園給食指導などにおいて食生活支援をしていきます。

2) 食の教育と食文化の継承

2) - 1 計画期間中の取組項目

(1) 食の知識と選択する力を高める

①食への関心を高める

動物や植物の命をいただいていること、また、収穫や調理をしてきている人への感謝の気持ちを持ち、食べ残しや好き嫌いについて考える取組を進め、給食の使用食材の紹介や、生産者との交流を行います。

②食事をする際の基本的なマナーの習得

保育園・幼稚園、学校等で、食に関する指導計画に基づき、あいさつ、姿勢、食器の持ち方、お箸の持ち方・使い方、配膳、食べ方などの食事をする際の基本的なマナーを身につけ、一緒に食事をする人と楽しく食べられるよう取組を進めます。

③食について学ぶ

栄養バランスに優れた学校給食等の献立や調理方法を学ぶ機会を増やします。

健康な心身を育むために必要な食の情報提供を行います。

魚沼の食材の安全性や旬、選び方、また、魚沼の保存食が防災食として活用できることなどを学ぶ機会を増やします。

④家庭における食の教育

学校における「早寝、早起き、朝ごはん」運動の必要性を認識し、全市的な運動として展開していきます。また、主食・主菜・副菜という日本型食生活が栄養バランスにも優れていることを認識し、実践に努め、家族と食事をする楽しみを大切にしながら1日3食の食習慣を身につけられるよう、家庭と連携して取組を進めます。

(2) 食文化の継承

①郷土料理の継承

食に関わる組織と連携し、魚沼の伝統ある行事食、郷土料理など食文化に関する情報を発信するとともに、食文化フォーラムや料理講習会等の開催時にあたり、子育て世代を対象とするようなテーマも設定するなど次の世代に興味を持ってもらえる内容を企画し、将来に渡り継承されるようその普及に努めます。

また、栄養士と連携を取り、保育園・幼稚園・小、中学校等の給食に活用するとともに学校行事として子どもと保護者が共同で調理体験できる機会を設けるなど、行事食、郷土料理などを次世代に受け継いでいきます。

(3) 栽培・調理等の体験活動

①農業体験と調理実習

食材の廃棄部分を、農作物の堆肥として循環させる事などを盛り込んだ農業体験の仕組み

づくりを進めるとともに、自分たちが育てた農作物を使って調理し食することの楽しさや喜びを体験し、食物に対する感謝の気持ちを持つことができるような体験活動を実施します。

②家庭での食事作り体験

自立した食習慣が得られるよう、家庭において年齢に応じた食事作りの体験を実践するよう促進します。また、家庭での取組を支援するよう努めます。

【評価指標】

食の教育と食文化の継承 評価指標	単 位	現状値 (H26)	目標値 (R2)	実績 (R2)	長期目標値 (R7)
郷土料理、行事食等の料理教室の参加者数（年間）	人	65	100	0 (R1：123※)	150
栄養・食生活に気を付けている人の割合	%	50.6 (H27調査)	62	57.4	70以上
肥満傾向にある子どもの割合 (小学5年生)	%	男子 16.99	減少	14.29	減少
	%	女子 9.33	減少	10.87	減少

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の影響で数値が著しく減少しているため、令和元年度の数値を記載しています。

2) - 2 前期5か年の重点的な取組項目

【食の知識と選択する力を高める】

食の知識と選択する力を高めるための情報の発信や、食について学ぶ機会を増やします。

また、生産者と消費者の交流や体験活動を通して食への関心を高め、生産者の努力や役割を理解し、感謝の心や郷土愛を醸成するような食育活動に取り組みます。

2) - 3 前期5か年の主な取組、課題と今後の方針

○これまでの主な取組

事業・取組	内容	担当課
食育推進事業 (再掲)	食育に関する情報発信、食育推進リーダーの育成、食文化継承の活動支援を行う事業です。 【食育の日PR 試食及びレシピ配布】 H28 201人、H29 163人、H30 189人、R1 180人	健康増進課
保育園給食指導 (再掲)	食への関心を高め、食事のマナーの習得の促進するため、給食だよりや紙芝居等を用いて食育を行いました。	子ども課
保育園野菜栽培・調理 (再掲)	野菜を栽培、野菜の成長を記録、収穫した野菜を給食に取り入れました。	子ども課
学校給食 (再掲)	学校給食週間の取組、減塩給食の実施、郷土料理（のっぺ汁等）や地場産食材（マコモダケ、山菜等）を使用した学校給食の提供等を行いました。	学校教育課
食の防災教育	防災給食を実施しました（中学生に向けてはH29年度から	学校教育課

(再掲)	レスキューフーズを活用した防災給食の実施)。	
料理講習会	郷土料理を含め、様々なテーマで料理教室講座を開催しました。	生涯学習課
乳幼児期の食に関する情報提供	世代・各年齢に応じた食生活支援（生活リズム、楽しく食べることや食事バランスや間食の与え方など）、食まちHPに掲載しているレシピを保護者へ配布しました。	子ども課
給食・食育だより	減塩給食や防災給食の紹介、学校給食週間の取り上げ等を行いました。	学校教育課
学校給食週間	食育指導の実施、調理員との交流給食会等を行いました。	学校教育課
給食試食会	各校で給食の試食会を実施しました。	学校教育課
食育出前授業	市内小学校に訪問し、米の生産過程の講義や、ぬか釜を使用した炊飯体験し、農作業や食事の大切さを農業委員自らが講師となって授業を行いました。	農業委員会
うおぬま食文化フォーラム	市民に対し、郷土料理の講習会と試食交流会を開催しました。	農政課
直売所支援事業	直売所パンフレットの作成等を通じてPR支援を行いました。	農政課
学校田・学校畑	各校の学校田にて、米作り体験を行いました。	学校教育課



うおぬま食文化フォーラム



料理教室

○課題と今後の方針

課題	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> うおぬま食文化フォーラムと市内直売所はともに、構成員の高齢化により活動が困難になっています。郷土料理の次世代への継承、直売所の経営継続のための対策が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 郷土料理に馴染みの浅い層に対し、料理講習会開催や料理レシピを公開することで、郷土料理に慣れ親しむ機会を作ります。また、直売所のPRについては、販売額の減少を防ぐためウェブ媒体による情報発信に力を入れることで各直売所の認知度向上を目指します。
<ul style="list-style-type: none"> 指標①の料理教室の参加者数について、飲食を伴う性質上、令和2年度においては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全て中止となっており、これまでとは異なる形での実施が必要です。 また、料理教室の開催が難しい状況が続く場合は、座学等の飲食を伴わない形式で食に関する知識を学ぶ等、検討が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館講座としての料理講習会については、テーマや参加対象を比較的自由に設定して実施できることが強みであり、引き続き郷土料理や健康、親子を対象とした家庭教育等、様々なテーマで料理を体験できる場を提供していきます。 同時に、座学形式で食の知識を学ぶ講座や、リモートやオンラインで行う料理教室など、新たな形式での講座も検討していく必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 地場産食材の使用について、栄養職員を中心に各調理場で積極的に取り組んでいただいているところですが、児童生徒数の減少等により使用量は伸び悩んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地場産食材を積極的に使用し、学校給食での提供を行います。 学校給食週間や給食試食会等継続して取り組んでいきます。また、給食・食育だよりを活用し、学校給食の取組のほか、栄養バランスや好き嫌い等の啓発を行います。 給食を通じて食の教育と食文化の継承、また乳幼児健診などを通じ各世代・各年齢に応じた食生活支援を今後も引き続きしていきます。

3) 産業の振興

3) - 1 計画期間中の取組項目

(1) 地場産農林水産物、加工品の利用拡大

①保育園・幼稚園・学校の給食における利用拡大

保育園・幼稚園・学校の給食において、年間に使用する食材の量を生産者に依頼し、市産食材の利用拡大に努めます。

保育園・幼稚園・学校の給食で魚沼市産コシヒカリを引き続き使用していきます。また、給食での地場産食材調査を実施し、各施設へ食材の利用促進を図ります。

②家庭における利用拡大

地場産農林水産物を食べることが産業の活性化につながり、環境にもやさしいことなど、食への関心を高める取組を通じ、家庭における利用拡大を図ります。

③直売所の利用拡大

消費者の需要の声を生産に活かし、供給量の増加が消費拡大に直結するよう、関係者との情報の共有や発信に努めます。

④飲食店などへの利用拡大

飲食店・宿泊施設・食品加工業者など、生産者との情報交換による生産拡大や新たな特産物の開発に努めます。

(2) 付加価値の向上

①農業における付加価値の向上

農業の6次産業化[※]を促進し、地場産農林水産物の付加価値の向上に努めます。また、6次産業化による商品の活用、販路の開拓などを支援します。

[※]6次産業化とは農林漁業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや小売などの3次産業までを含め、1次から3次まで一体化した産業として農林漁業の可能性を広げようとするものです。

②魚沼ブランド創出による付加価値の向上

魚沼ブランド推奨制度や推奨品をPRし、ブランドの付加価値向上を目指します。

市内製造業者が新規に取り組む商品開発の支援を重点的に行います。

ふるさと納税の感謝品への魚沼ブランド推奨品の積極的活用を図ります。

③安全安心高品質な地場産農林水産物の提供

安全・安心・高品質な地場産農林水産物を消費者に提供するため、魅力とこだわりのある農林水産物の掘り起こしから生産までを生産者等とともに推進します。

(3) 後継者の確保・育成

①生産への興味の促進

地場産農林水産物の生産に興味を持ってもらうため、関係機関等と連携し、講習会などの

実施に努めます。

②後継者の育成

将来の農業後継者を育成するため、保育園・幼稚園・小中学校等で家庭・事業者・地域と連携した栽培・収穫・調理等の体験学習を実施するとともに、新規就農者を支援します。また、価値観の多様化を踏まえて定年後の新規就農やU・Iターンを促進する施策を進めるなど、就農しやすい環境を推進することにより新規就農者の育成に取り組みます。

③意欲的な経営者の育成

農業経営の改善を図るため、意欲的な経営者を支援します。

④新規起業家への支援

空き店舗などを活用した食に関する新規起業家を支援し、商店街の活性化を図ります。

【評価指標】

産業の振興 評価指標	単位	現状値 (H26)	目標値 (R2)	実績 (R2)	長期目標値 (R7)
学校給食年間使用食材数における市内産食材使用割合	%	9.5	10.5	10.4	12
農産物直売所販売額	千円	223,975	270,000	222,954	300,000
魚沼ブランド推奨品数	品	44	70	58	90
新規就農者数（累計）※	人	7	35	38	70
市内食品製造業者等による新商品開発支援数（延数）	件	1	5	2	10
食に関連した新規起業家への支援数（延数）	件	2	5	6	10

※新規就農者数については、青年就農給付金の給付を受けた人数

3) - 2 前期5か年の重点的な取組項目

【地場産農林水産物、加工品の利用拡大】

消費者のニーズを生産に活かし、農産物等の流通と消費の活性化を図るため、生産者と消費者とのマッチング、市内で生産される地産地消の様々な仕組みをコーディネートします。

また、食に関連する産業や組織の連携強化による需要拡大のため、官民協働での事業展開に取り組みます。

3) - 3 前期5か年の主な取組、課題と今後の方針

○これまでの主な取組

事業・取組	内容	担当課
地産地消・販路拡大推進事業（魚沼ブランド推奨制度事業）	一定の要件を充たした農産物等を推奨品に登録し、PRや販路拡大支援をしました。	農政課
うおぬま食文化フォーラム（再掲）	市民に対し、郷土料理の講習会と試食交流会を開催しました。	農政課
直売所支援事業（再掲）	直売所パンフレットの作成等を通じてPR支援を行いました。	農政課
商店街等活性化支援事業	商店街等の団体が実施するキャンペーン事業等へ支援しました。	商工課
買い物情報ポータルサイト管理事業	過疎化により個店への来店が減少する中、新たにホームページ等を開設することで事業所のPR、新規顧客の確保、販売力の強化を図りました。	商工課
魚沼ブランド創出支援事業	中小企業者等が魚沼ブランドとしての自社製品を試作開発のための経費の一部に対し、補助金を交付しました。	商工課
展示会等販路開拓・拡大支援事業	自社製品の売上を伸ばすことを目的として販路を新たに開拓又は拡大するために見本市や展示会、商談会に出展する際の費用の一部を補助しました。	商工課
学校給食支援事業	学校給食で魚沼産コシヒカリを提供しました（学校給食米と魚沼産コシヒカリの価格差額分を補助）。	学校教育課
ふるさと納税制度	ふるさと納税業務、感謝品メニューの選定	地域創生課
青年就農支援事業	次世代農業者の経営確立を支援するため、経営開始直後の青年就農者に対し給付金を給付しました。	農政課
新規就農者等援助事業	経営リスクを負っている新規就農者へ肥料・種子代等の営農に係る経費への補助を行いました。	農政課
新規起業等にぎわい創出支援事業	新規創業及び空き店舗を活用した既存事業を行う際に要する経費の一部に対し、補助金を交付しました。	商工課
販路開拓・拡大事業	地産地消を推進するため、地場産野菜レシピの公開、直売所等の情報発信を食まちホームページや市報うおぬまで行いました。また、魚沼ブランド品等の販路開拓・販売拡大を図るため、各種物産展などのイベントでの出展者募集や調整を行いました。そのほか、地産地消の推進及び食の魅力を市内外へ発信するため、秋と冬にイベントを実施しました。	健康増進室 （～H30） 企画政策課 （R1～）



フードメッセ in にいがた



輸出 EXPO



販路拡大推進セミナー



食まちホームページでのレシピ紹介

○課題と今後の方針

課題	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> 市内直売所は、出品者の高齢化を理由に営業休止をする店舗が増えています。 魚沼ブランド推奨制度については、制度自体の認知度が低く、推奨品登録事業者からも効果を感じられないという声があることから、制度やPR方法等を見直す必要があります。 また、6次産業化については進んでいる商品開発がなく、取り組んだ後の商品についても発展があまり見られない課題があります。 後継者不在の農家が大多数を占めており、担い手農家への農地集積が課題です。そのため、地域農業の現状を把握し、今後 	<ul style="list-style-type: none"> 市内直売所の休止が毎年複数件あることから、販売額の減少を防ぐためウェブ媒体による直売所の情報発信に力を入れ、各直売所の認知度向上を目指します。 市内事業者の販路拡大のため、展示会補助事業やセミナーの開催を継続して行います。また、魚沼ブランド推奨制度については、市内農産物の効果的なPRのためウェブ媒体を活用したPRを拡充し、制度についても見直しを行います。 6次産業化推進については、サポート制度の周知方法等を見直すことにより魅力的な商品開発へ繋がります。 新規就農者及び担い手農家に対し関係

<p>を見据えた方向性などを地域の農業者と話し合い、農地集積、農地集約をすすめていく人・農地プランの実質化が必要です。また、新規就農者をはじめ、担い手農家が継続して農業をするために資金面・技術面の支援体制も必要です。</p>	<p>機関と連携し技術指導等の体制整備をすすめると共に、機械導入や設備更新などの資金需要を捉え、国県の補助事業の活用を支援していく必要があります。また、担い手農家への農地集積による生産効率の向上など地域農業の活性化を図り関係団体と連携し、新規就農やU・Iターンを促進させる施策を進めることで、農業後継者の確保を目指します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 既にふるさと納税の感謝品として登録されている特産品において、魚沼ブランド推奨品を取得していない品目があるので、それについて魚沼ブランド推奨品の取得を促進し、魚沼ブランド推奨制度や推奨品のPRを行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税の感謝品メニューとしての魚沼ブランド推奨品活用及び周知に継続して取り組んでいきます。また、ふるさと納税感謝品の登録申請があった事業者に対し、魚沼ブランド推奨品取得の推進を行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食で魚沼産コシヒカリが使用されていることがあまり知られていない現状があります。地場産食材への関心を高めるためにも、継続的に周知を行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も学校給食支援事業を継続し、学校給食で魚沼産コシヒカリを提供します。また、具体的な周知の方法について検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大により、世界及び日本国内の人とモノの動きが停滞したことで、今後市内の経済活動にも大きな影響が及ぶものと考えられます。目まぐるしく変動する社会情勢や経済動向及びニーズを把握する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な場面において支援策の周知を図りながら、新製品、新技術の開発及び販路の開拓・拡大に向けた企業の挑戦を応援し、本市特有の風土、自然、景観、農林水産物などの恵まれた地域資源を活用した新たな製品、商品及びサービスの開発、将来の売上増加につながる企業活動に対して、引き続き積極的に支援していく必要があります。

4) 観光の振興と交流の促進

4) - 1 計画期間中の取組項目

(1) 体験交流型観光と産業観光※の推進

①地域交流の推進

農業と観光に地域との交流を組合せ、豊かな地域素材を活かした体験交流型観光の取組を推進します。

消費者が直接生産者と交流できる場の設定や農業体験、農業施設見学等の実施を促進します。

②体験交流型観光と産業観光メニューの開発

様々な観光ニーズに対応すべく、体験交流型観光と産業観光メニューの開発を促進し、併せて市内で行われている体験プログラムの情報を収集・活用することで誘客を図ります。

※産業観光とは、産業に関する施設や技術等の資源を用い、地域内外の人々の交流を図る観光のことをいう。

(観光立国行動計画より)

(2) 魅力の向上・発信

①魚沼の魅力発見

市民が魚沼市の自然、食、環境、文化など様々な資源を知り、魚沼市の魅力を見つけ、磨き上げる取組を実施します。また、魚沼市を訪れる方々の目線で市の魅力やニーズを把握し、新たな魅力づくりや魅力の向上を図ります。

②ツアー・イベントの支援

民間企業や生産者、旅館・民宿等が実施する、市民・観光客を対象とした地場産農林水産物の紹介や、「食」の魅力をアピールするためのツアー・イベントを支援します。

消費者と生産者、事業者等が交流するイベントの開催を支援します。

③魚沼特使や郷人会と連携した魅力アピール

魚沼特使や郷人会と連携し、魚沼市の魅力を効果的にアピールしていきます。

【評価指標】

観光と振興と交流の促進 評価指標	単位	現状値 (H26)	目標値 (R2)	実績 (R2)	長期目標値 (R7)
体験型観光の受け入れ人数 (延べ泊人数)	人	21,988	24,000	0 (R1:25,828※)	25,000
年間観光入込客数	人	1,384,050	1,500,000	958,000 (R1:1,505,000※)	1,550,000

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の影響で数値が著しく減少しているため、令和元年度の数値を記載しています。

4) - 2 前期5か年の重点的な取組項目

【魅力の向上・発信】

市民一人ひとりが地域での暮らしや豊かな地域資源への理解を深め、訪れた人との交流を通じて魚沼の魅力を伝え、人と人、人と地域をつなぐ活動を促進します。

「食べたい、購入したい、魚沼に来たい」と思わせるような魅力の向上を図り、食に関連する情報の受発信の活動を、官民協働で充実していきます。

4) - 3 前期5か年の主な取組、課題と今後の方針

○これまでの主な取組

事業・取組	内容	担当課
田舎暮らし体験	田舎暮らしに関心のある方に対し雪国体験、草・稲刈り、野菜収穫等農業体験、田舎歴史探訪等の体験を提供することで魚沼市への移住促進を図りました。また、約1ヵ月滞在するインターンシップや農林業や伝承技能などに携わりながら田舎暮らし体験を提供しました。	北部事務所
地域交流推進	主に首都圏の学校を対象に自然教室を実施しました。地元の食材を生かした食事の提供や、郷土料理体験等を行いました。継続実施に向けて、新規プログラムの開発や受入態勢の整備を行いました。 【延べ宿泊者数の推移】 H28年度 23,064、H29年度 23,143、 H30年度 24,263、R1年度 25,828	観光課
地域交流推進事業	在京郷人会を通じた魚沼ブランドを含む地場製品の紹介と販売をしました。友好提携都市等を通じた魚沼ブランドを含む地場製品の紹介と販売をしました。また、友好提携都市でのイベントや物産展等での魚沼市パンフレットの配布による移住・観光のPRを行いました。	地域創生課
魚沼コシヒカリ紅葉マラソン	北魚沼産新米コシヒカリおにぎりを参加者に配布し、北魚沼産コシヒカリの美味しさをPRしました。そのほか、テント村では地元食材を使用した「キノコ汁」と「魚沼ホルモン(もつ焼き)」を無料サービスするなど、食を通して魚沼の魅力発信を図りました。	生涯学習課
誘客宣伝	各団体と連携しながら、魚沼の観光資源のPR活動や、友好都市、旅行会社への働きかけを行っています。また、各種イベント等の支援を行っている。食と観光の総合サイト「うえる米魚沼」では、「食」を切り口に飲食店情報、郷土料理等を紹介してきました。	観光課

<p>観光地域づくりプラットフォーム構築</p>	<p>体験コンテンツを充実させ、食と体験を含んだ着地型旅行商品の造成を行い、モニターツアーの実施とデータベース化を実施してきました。平成 29 年度より継続的に実施しています。</p>	<p>観光課</p>
--------------------------	--	------------



魚沼コシヒカリ紅葉マラソン



観光地域づくりプラットフォーム構築モニターツアー



首都圏の学校を対象とした自然教室



○課題と今後の方針

課 題	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> 友好自治体や郷人会との関係を更に発展させていくために、相互の繋がりをより強固なものにし、友好関係都市のイベント参加だけでなく、交流・関係人口の創出を視野にお互いの住民同士が交流できる機会の創出が必要であると考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> 友好関係都市でのイベントや物産展等では本市のパンフレットを配布するなどの移住観光促進PRを行い、ふるさと納税の申込みを受けるなど、PRの効果を得ることができたので、継続して取り組んでいきたいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> 体験交流型観光については、更なる受入体制の整備と営業活動の強化を図る必要があります。また、学校単位での教育旅行から将来のリピーター客につながるような仕組みづくりを検討します。 観光地域づくりプラットフォーム構築事業において進めている「素のチカラ、魚沼。」による本市のブランドイメージについては、十分に浸透し理解される状況には至っていないことから、引き続き関係団体・機関とともに広報活動等の強化など、発信力を高めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 体験交流型観光については、今後は、一般観光客による体験型観光の拡大に向けて、大人同士や家族連れなど少人数旅行者をターゲットとしたツアー商品の開発を促進するとともに、誘客拡大に向けたPR活動に取り組みます。 また、現在、販路開拓に向けて準備を進めている着地型旅行商品「デジタルデトックスツアー」のように、多様に変化する旅行市場の動向に合わせたツアー造成やコンテンツ開発を行っていきます。引き続き、地域資源を最大限に活かして、来訪者が消費行動を活発化するための仕組みづくりや体制づくりを行うことに重点を置きながら、継続した取組を進めます。

5) 環境の保全

5) - 1 計画期間中の取組項目

(1) 地域環境の保全

①森林保全

森林がもつ環境保持・国土保全機能を維持するため、森林資源の循環が図られるよう森林保全事業や森林の果たす役割についてPR活動を進めます。

②里山保全

里山環境の保全を図るため、市民協働を主体とする交付金事業の推進や近年手の入らなくなったばい山^{*}の活用を図るとともに、自然に優しい環境保全型農業を推進します。

豊かな自然を保全するためには自然環境の状態を把握していく必要があります。継続して自然環境保全調査や水質検査を実施します。

※ばい山とは、燃料用の「ばい (=粗朶 (そだ))」を採取する雑木山。

③環境にやさしいライフスタイル

環境にやさしいライフスタイルづくりの支援と、地域や学校での自然環境保全の啓発に取り組みます。

買い物にはマイバックの利用を進めます。

飲食店では、使い捨ての箸を使用せず、洗浄する箸やマイ箸を使用します。

イベント時における容器、箸の再利用・資源化に努めます。

(2) 循環型社会の構築

①生ごみの減量化

生ごみを出さない料理法や食材を無駄にしない購入などにより、生ごみの減量を進めます。

家庭や学校給食等で発生する生ごみの堆肥化を進めるため、家庭、学校等への生ごみ処理機導入を進め、学校畑等での利用に取り組みます。また、保育園、病院、老人ホーム等で発生する生ごみの堆肥化の方策を検討します。

②バイオマス活用の推進

家畜排せつ物やおから等の食品加工残渣などの有機資源を原料とした堆肥の安定供給と、流通体制を充実し良質な土壌づくりを進めます。また、有機センターの見学会や家庭での堆肥づくりなどを通じて、食の循環の理解を進めます。

【評価指標】

環境の保全 評価指標	単 位	現状値 (H26)	目標値 (R2)	実績 (R2)	長期目標値 (R7)
環境学習講座等の参加者数（年間）	人	1,525	1,600	215 (R1:2,568※)	1,700
堆肥販売量（年間）	トン	2,300	2,420	1,903	2,520
森林資源の利用量（年間）	トン	1,723	3,300	2,189	3,300

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の影響で数値が著しく減少しているため、令和元年度の数値を記載しています。

5) - 2 前期5か年の重点的な取組項目

【循環型社会の構築】

食の生産は自然の恩恵の上に成り立ち、さらに生産者をはじめ多くの人々に支えられ成り立っています。安全・安心な食を持続して供給するために、地球温暖化防止や生物多様性の保全など自然環境保全の重要性を市民一人ひとりが認識し、地産地消の取組や、生産者の活動に対する市民の理解促進を進める取組など市民、事業者、行政が連携する仕組みづくりを推進します。

5) - 3 前期5か年の主な取組、課題と今後の方針

○これまでの主な取組

事業・取組	内容	担当課
エコ・ミュージアム事業	自然観察会など各種の環境学習講座を開催しました。また園内の森林整備にも取り組みました。	生涯学習課
森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等から森林経営を受託した認定事業者が行う造林事業の促進を図りました。 ・零細森林所有者等の集約化及び森林経営計画の策定を促進しました。 ・市の造林地及び分収造林地における適切な保育作業を実施しました。 	農林整備課
林業振興事業	<p>○うおぬま里山まつりの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業・環境保全のPR活動を実施しました。 <p>【実績（来場者数）】</p> <p>H28：4,500名、H29：6,800名、H30：7,300名、R1：7,800名</p> <p>○緑の募金活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外森林づくりや人づくりをはじめとした様々な取り組みの実施のため、市民等から寄付を募りました。 	農林整備課

	<p>【実績（募金額）】 H28：4,417,580円　H29：3,932,568円 H30：3,740,790円　R1：3,653,162円</p> <p>○うおぬま森の学校事業</p> <p>・森林、林業に対する市民の関心を高め、里山へ入っていく人たちを増加させていくことを目的として木工教室やチェーンソー操作講習等を業務委託し実施しました。</p> <p>【実績（参加者数）】 H28：204名、H29：143名、H30：114名、R01：128名</p>	
里山整備事業	<p>里山整備と木材の利活用を図るため、伐採及び集材にかかる費用の一部を補助しました。</p> <p>【実績（実施団体及び補助金額）】 H28：14団体、14,472千円、H29：14団体、13,944千円、 H30：15団体、17,520千円、R1：15団体、17,949千円、 R2：16団体、24,219千円（交付決定時）</p>	農林整備課
自然環境保全事業	<p>自然環境保全につながる各種事業を実施しました。 （自然環境保全調査委員会の開催（4回）、自然環境保全調査の実施、報告会の開催（R1年度コロナウイルス感染拡大防止のため中止、H30年度100人、H29年度87人、H28年度74人）、自然環境保全事業の実施（オキナグサ、アズマシャクナゲ、池ノ山の池等）、児童生徒標本展、昆虫、植物標本づくり教室の実施）</p>	生活環境課
環境啓発事業 （環境フェア）	<p>環境フェアの開催を通じて、環境意識の醸成に努めました。（児童生徒標本展・表彰式、不法投棄防止ポスター展・表彰式、環境教育参加者からの活動発表、市の環境関連施策の展示、発電機等体験コーナー、おもちゃ病院（H30年度まで実施）、燃料電池自動車乗車の展示・試乗体験、R1年度来場者数1,230人）</p>	生活環境課
エコショップ認定制度事業	<p>認定件数23店舗</p>	生活環境課
生ごみ処理機器普及促進事業	<p>生ごみ処理機器の購入者に対して補助金を交付しました。 R1年度実績：電動生ごみ処理機2件22千円、コンポスト容器5件10千円</p>	生活環境課
地域バイオマス利活用施設管理運営事業	<p>有機センターで市内各畜産農家から畜ふん等を受入れ、それを原材料に堆肥を生産しました。</p>	農政課

<p>二市一町おいしい食べきり運動</p>	<p>学校や集会施設等へのポスターの掲示、啓発物品（ポケットティッシュ）の配布により取組への周知を行い、協力をお願いしました。また、魚沼市食品衛生協会を通じ「協力店」を募集し、会食時等における食品廃棄物の抑制を図りました。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>学校生ごみ処理機導入</p>	<p>堀之内小学校、湯之谷小学校で導入しました。</p>	<p>学校教育課</p>



食まちうおぬま秋の陣～四季の潤い里山まつり～



植物標本教室



不法投棄防止ポスター展

○課題と今後の方針

課 題	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な森林所有者が多く、木材価格の低迷や生活環境の変化により個人で森林整備を行うことが難しいため、集約化を推進する必要があります。 ・ 市民の森林・里山への関心を高めるため、引き続き森林・里山に触れる機会の充実を図る必要があります。 ・ 里山整備に関しては、取組団体及び整備地区が固定化しつつあり、市内全域で里山整備を進めるために制度周知をより強化していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備に向けて、適切な保育作業及び未整備人工林の整備を進めるため、森林所有者の集約化を進めるとともに、新しい制度である森林経営管理法に基づいた整備を進めていきます。 ・ 森林保全に対する意識の高揚につなげるため、里山まつりやうおぬま森の学校事業の内容充実を図っていきます。 ・ 市全域で里山整備を進めるため、整備未実施地区の自治会やコミュニティ協議会へ個別周知を行い、取組団体の掘り起こしを図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会の構築に関しては、有機センターにおける堆肥生産及び販売では、施設運営計画の予定数量を下回っている状態です。施設の管理運営では、良質な堆肥づくりと安定供給を目指し収入増を図り民間への運営移行を推進し、関係団体と一体となった市内全域を対象とした資源循環型社会のシステムづくりの更なる発展を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機堆肥の利用促進に向け、広報誌等で、有機肥料としての堆肥を広く周知し、堆肥を用いた循環型農業の実践に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境保全団体の育成や自然環境保全条例による保全地域・保護動植物を指定した場合の当該地域・動植物の保全体制づくりが必要です。 ・ 自然環境を地域活性化に活用できる施策の検討が必要です。 ・ 環境フェアの参加者数の維持と増加に向けて、イベント内容やPR方法を工夫しながら、小中学生や次世代を担う若い世代へ興味や関心を持ってもらえるよう取り組む必要があります。 ・ グリーンカーテンへの取組として、ゴーヤの種の配布数を増やすための広報等での 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全について、意欲ある市内団体に調査委託をすることで、調査組織の育成を図ります。 ・ 保全地域・保護動植物の指定対象地域等において、地域の環境保全関連団体の掘り起こしと保全事業の委託や補助金等を通じた組織立上げや保全活動の支援を行います。 ・ 環境フェアを通じて、環境への関心を高め、取り組みを実践する人の増加を図ります。 ・ 子ども達による環境保全活動の事例発表、幅広い年齢層が参加できる体験教室な

<p>工夫が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコショップ認定制度については、認定基準を見直しながら、認定店舗数の拡大が必要です。また、エコショップで利用できるエコ券の活用を広げ、交付基準の見直しを行います。 ・ 生ごみ処理機器普及の促進に向けて、生ごみの減量及び再利用の意識向上を図り、普及率の向上が必要です。 ・ 食品残渣の抑制に向けて実施している二市一町おいしい食べきり運動の更なる周知のための広報活動が必要です。 	<p>どの実施について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコショップ認定制度実施要綱の見直しを行いながら、環境に配慮した店舗を認定します。 ・ 生ごみ処理機器の普及促進に向けて、市報やホームページでの周知と環境フェア等のイベントで有効性のPRを行います。 ・ 二市一町おいしい食べきり運動に関連して、食品残渣量の把握とどれだけ減らせたかの検証を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機を円滑に運用するため、今後も定期的にメンテナンスを行う必要があります。 ・ 生ゴミ処理機によって作られた肥料の活用が難しい現状もあるため、対応を考えていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ゴミ処理機については、市内専門業者に依頼し、今後も定期的なメンテナンスを行っていきます。 ・ 肥料の活用法について検討します。

4. 評価指標

指 標		策定値 (H26)	H28	
健康の保持・増進	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上取る人の割合	80.7% (H27 調査)	—	
	適正体重 (BMI 値 18.5 以上 25 未満) の人の割合※40～64 歳特定健診受診者	71.4%	67.8%	
	適塩を意識している人の割合	53.5% (H27 調査)	—	
食の教育と食文化の継承	郷土料理、行事食等の料理教室の参加者数 (年間)	65 人	0 人	
	栄養・食生活に気を付けている人の割合	50.6% (H27 調査)	—	
	肥満傾向にある子どもの割合 (小学5年生)	男子	16.99%	12.86%
		女子	9.33%	6.72%
産業の振興	学校給食年間使用食材数における市内産食材使用割合	9.5%	—	
	農産物直売所販売額	223,975 千円	229,891 千円	
	魚沼ブランド推奨品数※ ¹	44 品	46 品	
	新規就農者数 (累計)	7 人	20 人	
	市内食品製造業者等による新商品開発支援数 (延数)	1 件	1 件	
	食に関連した新規起業者への支援数 (延数)	2 件	3 件	
交流の促進と観光の振興	体験型観光の受け入れ人数 (延べ泊人数)	21,988 人	23,064 人	
	年間観光入込客数	1,384,050 人 (H25 調査※ ²)	1,579,000 人	
環境の保全	環境学習講座等の参加者数 (年間)	1,525 人	2,245 人	
	堆肥販売量 (年間)	2,300 トン	2,345 トン	
	森林資源の利用量 (年間)	1,723 トン	3,007 トン	

※1 推奨品数については、累計ではなく各年度の実績に変更。

※2 年間観光入込客数の策定値については、H25 調査結果である旨を追記。

H29	H30	H31 (R1)	目標値(R2)	実績(R2)
—	—	—	83%	73.9%
66.8%	63.0%	66.7%	73%	64.4%
—	—	—	62%	53%
35人	132人	123人	100人	0人
—	—	—	62%	57.4%
13.94%	11.19%	9.26%	減少させる	14.29%
8.07%	9.48%	7.19%	減少させる	10.87%
—	—	—	10.5%	10.4%
237,176千円	235,071千円	215,809千円	270,000千円	222,954千円
43品	55品	57品	70品	58品
25人	32人	34人	35人	38人
1件	2件	2件	5件	2件
5件	6件	6件	5件	6件
23,143人	24,263人	25,828人	24,000人	0人
1,534,000人	1,588,000人	1,505,000人	1,500,000人	958,000人
1,612人	1,956人	2,568人	1,600人	215人
1,602トン	1,990トン	1,972トン	2,420トン	1,903トン
2,345トン	2,589トン	2,761トン	3,300トン	2,189トン

5. まとめ

アンケート調査の実施とともに、関係課・関係機関が取組を行った事業を整理して現状を把握しました。その中で、平成28年から平成31年（令和元年）までの評価指標に対する達成度や成果の検証を行うことで、残された課題や目指すべき方向性を明確にすることができました。

今回の中間評価によって明らかになった課題の改善に向けて、関係機関・団体、行政などがその特性や能力を生かしつつ、本計画の最終年である令和7年度に向けて、さらに連携、協力を密にして市民の健康で心豊かな食生活の実現と産業の活力を向上させ、「食」によるまちづくりを市民とともに推進できるよう努めてまいります。

6. 資料編

1 推進体制

食まちうおぬまネットワーク推進協議会設置要綱

平成 28 年 4 月 28 日

告示第 76 号

(設置)

第 1 条 魚沼市食でつながる元気なまちづくり(以下「食まちうおぬま」という。)に関する取組の方向性について協議し、食からの健康づくりと産業の振興により活力ある社会の実現を促進するとともに、食に関連した産業と市内産業の新たな連携を構築するため、食まちうおぬまネットワーク推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、関係機関と緊密な連携のもとに、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画(以下「推進計画」)の検討及び施策の取組に関すること。
- (2) 食に関する様々な取組や知見の共有を図る産業連携の推進に関すること。
- (3) 食まちうおぬまの推進に関する必要な情報交換や課題検討に関すること。
- (4) 食まちうおぬまの情報発信に関すること。
- (5) 食からの市民の健康保持・増進と家庭における食育活動の支援に関すること。
- (6) 農業の 6 次産業化の促進並びに地場産農林水産物及び加工品の利用拡大に関すること。
- (7) 観光の振興及び都市との交流促進並びに地域情報の発信に関すること。
- (8) 自然環境の保全及び食の循環意識の醸成に関すること。
- (9) その他目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 生産者を代表する者
- (3) 商工観光業を代表する者
- (4) 健康・食育団体等を代表する者
- (5) 関係団体等を代表する者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 課題等の検討を行うため、会長は、協議会の中に専門部会(以下「部会」という。)を設ける。

4 部会は、「健康・食育部会」、「農産部会」、「観光交流部会」とし、効率的な運営のため、

会長は、部会ごとに運営に当たっての条件を付すことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 協議会は、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係する者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

(魚沼市食のまちづくり検討委員会設置要綱の廃止)

2 魚沼市食のまちづくり検討委員会設置要綱(平成26年魚沼市告示第97号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月26日告示第54号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月18日告示第43号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

魚沼市食のまちづくり戦略調整会議設置要領

平成 28 年 4 月 28 日

訓令第 21 号

廃止 平成 31 年 3 月 6 日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)の方策に関し、庁内関係部局の連携を高め、施策ごとに連携した取組によって事業成果を高めるため、魚沼市食のまちづくり戦略調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整会議は、主に次の業務を行う。

- (1) 推進計画に関する施策の取組の推進に関すること。
- (2) 庁内関係部局間の取組の連携及び企画の調整に関すること。
- (3) その他目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 調整会議は、副市長、健康課長、企画政策課長、北部振興事務所長、商工観光課長、農林課長、環境課長及び教育次長で構成する。

- 2 調整会議に、庁内関係部局間の取組の連携及び企画の調整を円滑に進めるため、専門会議を置く。
- 3 調整会議に、アドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は副市長をもって充て、副会長は健康課長をもって充てる。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係する者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 調整会議の庶務は、健康課において処理する。

(設置の期間)

第 7 条 調整会議の設置期間は、平成 28 年 4 月 28 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、必要に応じて変更するものとする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。
(魚沼市食のまちづくり連絡調整会議設置要領の廃止)
- 2 魚沼市食のまちづくり連絡調整会議設置要領(平成 26 年魚沼市訓令第 16 号)は、廃止する。
(魚沼市食のまちづくり推進チーム設置要領の廃止)
- 3 魚沼市食のまちづくり推進チーム設置要領(平成 26 年魚沼市訓令第 13 号)は、廃止する。

附 則(平成 31 年 3 月 6 日訓令第 7 号)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

魚沼市食のまちづくり庁内連絡調整会議設置要領

令和元年5月24日

訓令第1号

(設置)

第1条 魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)の方策に関し、庁内関係部局の連携を高め、施策ごとに連携した取組によって事業成果を高めるため、魚沼市食のまちづくり庁内連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、主に次の業務を行う。

- (1) 推進計画に関する施策の取組の推進に関すること。
- (2) 庁内関係部局間の取組の連携及び企画の調整に関すること。
- (3) その他目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、総務政策部長、地域創生課長、企画政策課長、生活環境課長、健康増進課長、農政課長、農林整備課長、商工課長、観光課長、学校教育課長、生涯学習課長及び子ども課長で構成する。

- 2 調整会議に、庁内関係部局間の取組の連携及び企画の調整を円滑に進めるため、必要に応じて専門会議を置く。
- 3 調整会議に、アドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は総務政策部長をもって充て、副会長は会長が指定して定める。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係する者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、総務政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 前期5か年の会議等開催経過

開催年月日	開催会議
平成29年5月11日	第1回 食のまちづくり戦略調整会議
7月31日	第2回 食のまちづくり戦略調整会議
9月21日	第3回 食のまちづくり戦略調整会議
10月25日	魚沼市食のまちづくり戦略調整会議 専門会議
平成30年2月23日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 正副会長会議
3月22日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会
3月28日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 視察研修
4月27日	食のまちづくり戦略調整会議
7月26日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会
平成31年3月27日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会三役会議
令和元年6月5日	食のまちづくり市内連絡調整会議 第1回専門部会（販路拡大）
7月12日	食のまちづくり市内連絡調整会議 第2回専門会議（販路拡大）
10月18日	食のまちづくり市内連絡調整会議
令和2年3月4日	食のまちづくり市内連絡調整会議 第3回専門会議（販路拡大）
7月2日	食のまちづくり市内連絡調整会議
7月16日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会
9月3日	食のまちづくり市内連絡調整会議 第1回専門会議
9月11日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 第1回農産業部会
9月15日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 第1回健康・食育部会
9月17日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 第1回観光交流部会
10月23日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 第2回健康・食育部会
10月28日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 第2回観光交流部会
10月29日	食まちうおぬまネットワーク推進協議会 第2回農産業部会
令和3年1月20日	食のまちづくり市内連絡調整会議

魚沼市食でつながる元気なまちづくり推進計画 中間評価報告書

新潟県魚沼市総務政策部 企画政策課
〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地
TEL : 025-792-1425 FAX : 025-792-9500